

介護予防ケアマネジメントB算定について

R7.5更新

総合事業の多様なサービス・活動を利用・検討するための対応を行った場合に、介護予防ケアマネジメントBの算定ができます。

(ただし、その他の介護予防給付や総合事業従前相当サービスを利用していない場合のみ)

匠瑛市で令和7年4月現在実施している多様なサービス・活動は、短期集中予防型サービス(サービスC)のみなので、

サービスCの利用・検討時における介護予防ケアマネジメント算定方法についてお示しします。

必要書類の提出がなかった場合や書類審査の結果疑義が生じた場合は、過誤処理を行う場合があります。

名称	概要	算定方法	請求方法
介護予防ケアマネジメントB (基本報酬)	サービスCを利用した月に算定できます。また、本人家族・サービス事業者・CMで検討を行い、必要と判断された場合に、サービスC利用終了後も見守り・訪問を実施することで、最大6か月まで同様に算定できます。高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算はケアマネジメントAと同様です。	・サービス利用中：サービス利用前までに市にケアマネB専用ケアプランを提出してください。(利用実績は不要です) ・サービス終了後：サービスの利用実績がないため、見守り・訪問対応を行った内容の分かる経過記録を、請求を行う月の10日までに市に提出してください。	国保連に請求
介護予防ケアマネジメントB サービス等検討アセスメント報酬	サービスCの利用を検討するために訪問・アセスメントを実施した場合に算定できます。(介護予防ケアマネジメントB(基本報酬)と同時に請求することはできません) なお、アセスメントの結果、サービスの利用に至らなくても、算定することができます。	訪問調査を実施した内容の分かる経過記録を、請求を行う月の10日までに市に提出してください。	
初回加算	ケアマネジメントAと同様に、新規にサービスを利用した場合、介護予防ケアマネジメントB(基本報酬)に加算できます。	サービス利用開始前に市にケアマネB専用ケアプランを提出してください。	
リハビリテーション専門職連携等 加算	サービスCの利用を検討するため、リハビリテーション専門職と連携して対象者のアセスメントを行った場合に、介護予防ケアマネジメントBサービス等検討アセスメント報酬に対して加算できます。(同行訪問を行った月にサービスを利用開始した場合は、介護予防ケアマネジメントBサービス等検討アセスメント報酬ではなく、介護予防ケアマネジメントB基本報酬に加算します)	同行訪問状況報告書を、請求を行う月の10日までに市に提出してください。	
機能改善・社会参加促進加算	サービスC利用終了者を一般介護予防事業等含め地域の多様な活動につながった場合に算定できます。サービス利用最終月、またはサービス利用後にもケアマネジメントBを行う場合はその最終月に、介護予防ケアマネジメントB基本報酬に加算できます。	多様な活動につながった内容の分かる経過記録を、請求を行う月の10日までに市に提出してください。	

イメージ図

